

確定申告相談のご案内

申告相談期間 2月16日（月）～3月16日（月）

申告相談会場 役場1階町民ホール（受付：税務課）

受付時間 午前8時30分～11時30分 ※午前11時30分以降の受付は午後1時以降の案内となります。
午後1時～4時

申告が必要な方

- 1 令和8年1月1日現在、藍住町に住所を有し令和7年中に所得があった方
- 2 給与所得者で次の要件に該当する方
 - ・給与所得以外に営業・農業・不動産等の所得がある
 - ・2か所以上から給与の支払を受けている
 - ・令和7年中に退職し、その後就職をしなかったために年末調整を受けていない
- 3 公的年金の収入がある方で、年金の収入以外に給与・営業・農業・不動産等の所得がある方
- 4 医療費控除、寄附金控除を受けようとする方
- 5 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入している方
令和7年中に所得がない場合でも、保険税及び保険料の軽減判定を受けるためには申告が必要です。
- 6 町営住宅に入居している方
令和7年中に所得がない場合でも、家賃算定のため申告が必要です。
- 7 保育所利用者（保護者）
令和7年中に所得がない場合でも、保育料算定のため申告が必要です。

申告相談に必要なもの

- 1 該当する所得がある場合
 - ・給与や年金の源泉徴収票、報酬の支払調書
 - ・営業、農業、不動産所得の収支内訳書
必ず事前に作成しておいてください。作成されていない場合は、当町では受付できません。
 - ・満期保険金など一時金の支払内訳書
- 2 該当する控除がある場合
 - ・社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除
保険料控除証明書
 - ・障害者控除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書（一定の要件を満たした方に役場健康推進課介護保険室で交付）
 - ・医療費控除
医療費控除の明細書（領収書や保険などの補てん金を計算して、必ず事前に作成しておいてください。作成されていない場合は、当町では受付できません。）
 - ・寄附金控除
寄附金受領証明書
- 3 その他
 - ・還付申告の場合は、申告者本人名義の振込口座がわかるもの

- ・マイナンバーカード

控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者もマイナンバーの記載が必要です。

- ・税務署から案内書（はがき）や封筒が届いた方はその一式

次の方は鳴門税務署で申告してください

- ・住宅借入金等特別控除
- ・一般株式等（上場株式等以外）の譲渡所得
- ・土地や建物を売却した譲渡所得
- ・退職所得
- ・先物取引、暗号資産の雑所得
- ・消費税
- ・贈与税
- ・相続税

※上記以外でも申告の内容によっては、鳴門税務署（☎685・4101）での申告を案内する場合がありますので、ご了承ください。

※鳴門税務署申告会場への入場には、入場整理券が必要ですので、事前に税務署にお問い合わせください。

申告は自宅で

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやパソコンから画面の案内に従って入力するだけで確定申告ができますので、積極的にご活用ください。

申告相談日程

地区指定日に都合がつかない方は、期間内の都合の良い日をご利用ください。

申告期間中は、大変混雑する場合があります。長時間お待たせすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

申告日	地区	申告日	地区
2月16日（月）	勝瑞（混雑が予想されます。）	3月 2日（月）	矢上
17日（火）	勝瑞	3日（火）	奥野
18日（水）	勝瑞	4日（水）	奥野
19日（木）	乙瀬・笠木	5日（木）	奥野
20日（金）	乙瀬・笠木	6日（金）	東中富
24日（火）	住吉	9日（月）	東中富
25日（水）	住吉	10日（火）	徳命
26日（木）	矢上	11日（水）	徳命
27日（金）	矢上	12日（木）	富吉
		13日（金）	富吉
		16日（月）	予備日（混雑が予想されます。）